

国立市保育所運営費市単独補助金について

国立市内の私立認可保育所で児童の保育をするための費用は、国基準の保育事業に基づき市が運営費負担といった形で保育所に給付しており、その財源は保護者からの保育料に加えて、それぞれ国、都、市（負担割合はそれぞれ、50%、25%、25%）である。国立市ではこれに加えて、以下の各要件を満たす保育を実施している場合に、運営費を加算して、保育の充実を図っている。

1. 1歳児に対する保育士の配置を児童5人に対し1人に行っていること、定員61人以上の施設に対して保育士を1人（90人以下は非常勤保育士で足りる）・定員60～120人の施設に対し調理員1人を、国基準で定める人数より増配置していることなど、保育所の運営のために基本的な要件を満たしている場合、一般保育所対策事業として助成する。
2. 0歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、5平方メートル以上有効面積があり、嘱託医による月1回以上の診療契約をしているなど、保育所で0歳児を保育するにつき国立市が定めている要件を満たす場合、0歳児保育対策事業として助成する。
満3か月になる前に入所した乳児を保育していること（入所月から満4か月になる日の前日の属する月まで）を満たしている場合、産休明け保育振興加算となる。
3. 11時間開所をし、職員を増配置している保育所に対して、11時間開所保育対策事業として助成する。
11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における児童数の数とパート保育士の数などをもとに算出された分の補助額がパート保育士加算となる。
4. 保護者から提出のあった医師の診断書や園の意見書をもとに市が認定して、加配職員を配置している場合などには、障害児保育対策事業費、アレルギー児保育対策事業費、アレルギー児保育対策事業特別加算として助成する。
5. 保育園で子どもが使用する布団の乾燥費について、布団乾燥費として助成する。

上記の各事業は、それぞれ施設の定員区分と民改費によって各区分の保育単価が決まっており、それに初日在籍児童数（又は施設）を乗じて補助金額が決まる。以下はその例である。

(例) 初日在籍児童数が、75人で民改費が12%である保育施設の場合（一か月分の市単独助成内訳）

<市基準加算単価>

区 分		保育単価	初日在籍	金額
一般保育所対策事業	0歳児	25,290	6	151,740
	1歳児	39,620	12	475,440
	2歳児	23,990	14	335,860
	3歳児	21,760	16	348,160
	4歳以上児	21,660	27	584,820
0歳児保育対策事業	0歳児歳児保育対策事業費	769,690	1	769,690
	0歳児未充足加算(4～9月)			
	産休明け保育振興加算	60,000		
11 時間開所保育対策事業	11 時間開所保育対策事業費	922,860	1	922,860
	パート保育士加算	104,460	5	522,300
	冬季暖房加算(11～3 月)	10,000		
障害児保育対策事業費		165,420	1	165,420
アレルギー児保育対策事業費		15,720	4	62,880
アレルギー児保育対策事業特別加算		38,000		
布団乾燥費		150	75	11,250
				4,350,420